

## 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給要綱

### (目的)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症及び物価の高騰の影響を受けている大阪府内の医療機関等を支援することを目的に、医療機関等を開設し、又は管理している者（以下「開設者等」という。）及び専ら出張によってその業務に従事する施術者（以下「出張施術業務者」という。）に対し、医療機関等物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則」（令和 5 年大阪府規則第 1 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (支給の要件等)

第 2 条 規則第 2 条第 1 号に規定の知事が別に定める日は、次の表の左欄に掲げる一時支援金の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日とする。

一時支援金の区分	基準日
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 (令和 5 年度 1 回目)	令和 5 年 8 月 1 日
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 (令和 5 年度 2 回目)	令和 6 年 1 月 1 日

- 規則第 2 条第 1 号のイ(2)に規定の知事が別に定める施設は、介護保険適用の訪問看護のみを行っている訪問看護事業所とする。
- 規則第 2 条第 1 号のイ(4)に規定の知事が別に定める施設は、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施設とする。
- 規則第 2 条第 1 号のイ(5)に規定の知事が別に定める施設は、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施設とする。
- 規則第 2 条第 1 号のロに規定の知事が別に定める者は、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない者とする。

6 規則第2条第2号のイ(2)及びロ(1)に規定の知事が別に定める期間は、令和6年1月1日から一時支援金の申請日までとする。

(一時支援金の支給の申請)

第3条 規則第4条に規定の知事が別に定める書類は、次の表の左欄に掲げる一時支援金の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

一時支援金の区分	書類
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（令和5年度1回目）	(1) 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式第1号） (2) 誓約書・同意書（様式第2号） (3) 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（令和5年度2回目）	(1) 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式第1-2号） (2) 誓約書・同意書（様式第2号） (3) 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、知事が別に定める日までに知事に対し提出するものとする。

(一時支援金の支給の決定の通知)

第4条 規則第6条による通知は、開設者等又は出張施術業務者への一時支援金の支払いをもって通知とみなす。

(調査)

第5条 知事は、一時支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 一時支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた開設者等又は出張施術業務者は前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

大阪府知事 様

申請者住所

申請者名

代表者名

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給申請書

標記について、以下のとおり申請します。

1 支給対象施設区分 ※該当する施設区分を選択☑してください。	<input type="checkbox"/> 病院	許可病床数	床
	<input type="checkbox"/> 医科診療所	許可病床数	床
	<input type="checkbox"/> 歯科診療所	許可病床数	床
	<input type="checkbox"/> 薬局	<input type="checkbox"/> 助産所	
	<input type="checkbox"/> 施術所	<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション	
	<input type="checkbox"/> 歯科技工所		
2 保険機関等コード			
3 施設名称			
4 施設所在地			
5 支給申請額	円		
担当者氏名		日中連絡がとれる連絡先(電話番号)	

【本一時支援金の受給(申請)状況】※以下の質問について、有・無のどちらかに○してください。

○令和4年度実施分の受給(申請)の有無	有	無
○令和5年度1回目実施分の受給(申請)の有無	有	無

【振込口座に関する情報等】

金融機関名		金融機関コード (4桁)				
支店名		支店コード (3桁)				
口座種別(1:普通 2:当座)		口座番号 (※右詰で記入)				
口座名義(※カタカナで記入)						

(様式第2号)

### 誓約書・同意書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金の支給を申請するにあたり、下記の内容について誓約・同意いたします。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかに○してください。

誓約・同意事項			
1	申請要件を全て満たしています。また、申請書に記載した事項については事実と相違ありません。	はい	いいえ
2	本一時支援金申請後も引き続き運営を継続する意思があります。	はい	いいえ
3	申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、一時支援金全額の返還と違約金及び返還に要する費用の支払いに応じます。	はい	いいえ
4	大阪府から事業者の活動状況に関する調査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、申請内容に疑義があった場合に、大阪府が事業者の関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。	はい	いいえ
5	申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府が補正することに同意します。	はい	いいえ
6	申請内容の不備が、大阪府が指定する期限までに解消しなかった場合は、大阪府が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。	はい	いいえ
7	他の重複受給不可の支援金等の支給対象ではないこと又は受給していないことを確認するため、一時支援金の申請情報を他の支援金等の申請情報と照合することに同意します。	はい	いいえ
8	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合は、税務情報として提供することについて同意します。	はい	いいえ
9	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、大阪府の他の支援金等の事業(支援金、協力金その他申請者の事業継続に資するものに限る。)における審査・支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の支援金等における審査・支給等の事務のために提供することについて同意します。	はい	いいえ
10	申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。	はい	いいえ
11	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	はい	いいえ

年 月 日

申請者住所

申請者名

代表者名